

(35) 研究費不正使用防止計画推進室**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

研究費不正使用防止計画推進室は、本法人における研究費の不正使用の防止対策を推進することを目的として、国立大学法人上越教育大学研究費不正使用防止規程（平成19年規程第30号）第7条の規定に基づき、同規程第4条に定める最高管理責任者である学長の下に置かれる機関である。

イ 組織の構成及び構成員等

研究費不正使用防止計画推進室は、平成27年2月まで統括管理責任者（理事（総務・財務担当））、監査室長、財務課長、教育支援課長、研究連携室長、その他最高管理責任者が指名した者若干人をもって組織し、室長は統括管理責任者をもって充てていたが、平成27年3月から統括管理責任者（理事（総務・財務担当））、コンプライアンス推進責任者、学系長、学校教育実践研究センター長、附属学校長、事務局長、その他最高管理責任者が指名した者若干人をもって組織し、室長は統括管理責任者をもって充てている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

平成27年6月17日（水） 第1回研究費不正使用防止計画推進室会議

イ 審議された主な事項

平成27年度コンプライアンス教育の実施

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

- i) 平成26年2月の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」改正に伴い、平成26年度に本学における研究費の不正使用防止体制の見直しを図り、コンプライアンス推進責任者を設置している。
- ii) 平成27年10月28日（水）にコンプライアンス教育として、研究費不正使用防止のための研修会を実施した。また当日参加できなかった者に対して逐次にVTR研修を行い、全職員が受講した。
- iii) 研究費不正使用防止計画等を改定した。
- iv) 会計ルールハンドブックを改定した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

監査室と連携して公的研究費不正使用防止に向けてさらに研究費不正使用防止計画の見直しを図り、研究費の不正防止の周知徹底を図る必要がある。